

## 行政経営会議の内容

件 名	下水道使用料改定について
所 管 部	環境施設農政部
日時・場所	令和5年10月3日(火) 9:40 ~ 10:25 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境施設農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、下水道経営課長
提出理由	下水道使用料改定を下水道運営審議会に諮問するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7年ぶりの改定であるため今回の改定率となるが、市民の生活に身近なものであることから、改定の必要性を市民にどのように理解してもらうのか。  (所管部) 今後の汚水処理費と下水道使用料の見込みは、従来の推移とは変化している。汚水処理費は改築更新等により増加する一方、下水道使用料については、人口増加は見込まれるものの、有収水量の減少によって使用料収入が減少するため、3年毎の使用料改定が必要な状況である。仮に今回の改定率を下げた場合には次回の改定率が高くなり、負担の先送りとなる。今回の改定によって適正な負担となることを理解していただけるよう進めていく。</li> <li>・ 市民へ分かりやすい、丁寧な説明を行うようお願いしたい。</li> <li>・ 財政運営の健全化のため、必要な改定である。また、国の社会資本整備総合交付金の交付要件とも関わっており、国の交付金はしっかりと確保すべきであることから、改定は必要である。</li> <li>・ 今後、経費回収率が100%を超えた際の資産維持費の導入は検討しているか。  (所管部) 資産維持費は、平成29年に使用料対象経費に位置づけられたが、現在、取り入れている自治体は少なく、資産維持費をどのように算定するかについて、今後検討が必要と考えている。</li> <li>・ 上水道においては資産維持費を使用料算定に含めるところが増えている。今後下水道事業においても全国的に広まっていく可能性があり、検討してほしい。</li> <li>・ 経費回収率向上の取組を国に示さなければ社会資本整備総合交付金が交付されなくなる、このことは大きな契機である。</li> <li>・ 将来の改定についても見据えたうえでの今回の改定であるということを、分かりやすく説明する必要がある。</li> <li>・ 過去には3年毎に改定を行ってきた。今後は必ず3年毎に見直しを行い、適正な受益者負担となる仕組みとすべきである。現在は使用料不足分を税金で補填している状況のため、受益者負担を市民に理解してもらう必要がある。</li> <li>・ 本市は単独処理場で下水処理を行っているが、汚水処理費は単独処理場、流域処理場等、自治体の下水処理の形態により大きく変わってくる。単独処理場は、汚水処理費が大きくなることについてもしっかりと説明する必要がある。</li> </ul>
会議結果	案のとおり、進めていく。